

11. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革（取組）について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」の2法律が平成23年通常国会で成立し、平成24年4月1日に施行を迎えることとなり、自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための規定が盛り込まれたところである。

介護保険サービスの指定に関する基準については、都道府県・市町村の条例に委任すると共に、更にその基準を「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の3類型に分けることとなった。申請者の法人格の有無に関する基準は「従うべき基準」、利用定員数は「標準」、人員置基準は「従うべき基準」とされたところであるが、規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）を踏まえ、都道府県等が条例を定める際、議会やパブリックコメント等において、どのような意見が寄せられたかの調査を実施することとしているので御了知願いたい。

【規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定）】

ライフイノベーション分野

⑤地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化

法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。（平成23年度以降検討）

⑥ショートステイに係る基準の見直し

単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」において、利用定員数は「標準」とされ、人員置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。（平成23年度以降検討）